

1. 事業の名称

里海・里山・里愛きよなん体験発掘事業

2. 事業の目的

(1) 体験メニューの発掘・開発

今回、新たに開業した道の駅保田小学校では、南房総地域でアクティビティを目的に滞在する家族や中高年、外国人をターゲットとした簡易宿泊所を有している。この機会に町内の体験メニューを発掘・開発して、町内の宿泊施設との連携や空き家の活用により、体験プログラムを構築することで、田舎で体験を希望する都市住民の一元的な受入れを可能とし、利用者の利便性、効率性の向上を図る。

(2) 地場産業の維持（担い手の確保）

農業、漁業といった一次産業では、低所得、重労働などの就労環境や、有害獣被害などの影響から後継者不足、高齢化が進み、若い世代が望む雇用環境を構築するためにも、観光と連携した新たな事業への転換を望む事業者も多く、地場産業の振興からも体験などの観光型農業・漁業が求められている。

3. 業務の内容

当該業務は、地方創生加速化交付金の補助を受けて実施する事業である。

(1) 体験プログラムの構築等委託

・推進協議会の運営支援

体験受入事業者、宿泊事業者、観光施設運営者、道の駅事業者を構成員とした推進協議会を設立する。この推進協議会の運営支援を行う。

・「首都圏のセグメント別ニーズ調査」及び「既存の体験メニューの実態把握」

都市住民、外国人などが世代別・目的別に、求めている体験、アクティビティのメニューを調査する。同時に、町内で体験などを提供、受け入れ事業者の現状を調査する。

・町の自然環境・歴史、観光施設を活用した新たな体験メニューの発掘・開発

都市住民などの要求の高い、身近で味わえる自然体験、産業体験、アクティビティをより多く、良質なサービスを提供できるよう、町の潜在力、特徴に照らし、発掘・開発する。

・新たな事業者等の発掘、開発支援、人材育成

体験メニュー等を提供できる事業者を町内外から選定し、既存事業者とともに専門研修など、人材育成を行っていく。

・宿泊施設や空き家と連携した体験プログラムの構築支援

本業務により行う調査、発掘、開発を基礎とし、推進協議会等を活用し、長時間滞在の促進、来訪者の満足度の向上、リピーターの確保など、鋸南ファンを増加させるための体験プログラムを構築する。

(2) WEB サイト等の構築委託

- ・体験メニューのデジタル化等のコンテンツ作成

既存メニュー、新たに発掘されたメニューを情報発信のために集約・デジタルデータ化し、WEB ページに掲載するコンテンツを制作する。

- ・体験予約サイトの構築（情報の一元化）

一元的に集約、デジタルデータ化された体験情報を消費者は「選ぶ」「予約する」ことができ、事業提供者は「発信する」「受付する」ことができる予約サイトを構築する。

- ・FACEBOOK ページの制作、SNS 情報発信の整備

SNS を活用し、体験メニューの発信力の向上を図るツールを整備する。

(3) RP 媒体作成

- ・町内外に向けた PR 動画、小冊子の作成

各メニューの魅力を町内外に発信する PR 動画と小冊子を作成する。

4. 委託期限

契約締結の日から平成29年3月24日（金）まで

5. 委託限度額

里海・里山・里愛きょなん体験発掘事業 総合計12,000,000円（税込）

(1) 体験プログラムの構築等委託 6,500,000円（税込）

(2) WEB サイト等の構築委託 3,500,000円（税込）

(3) RP 媒体作成 2,000,000円（税込）

※ (1)～(3)のそれぞれの経費について、上限金額があることに留意すること。いずれかの事業で上限金額を超える場合は、提案を無効とする。

※ (1)～(3)のそれぞれに示した額が上限金額であり、流用は認められないためである。

6. 成果品

(1) WEB サイト

- ・WEB サイトはテーマ別に発掘・創出された体験メニューを掲示する。
- ・日帰りプラン・宿泊プランなど創作されたメニューの一覧表を提出すること。
- ・掲示された体験メニューはそのサイト内で予約ができるシステムを構築する。

(2) PR 媒体（動画・小冊子）及び電子データ一式

- ・動画は、WEB サイト、SNS (FACEBOOK 等)、YOUTUBE などインターネット配信に適した動画形式とすること。
- ・動画制作に使用した写真データ、映像等、制作にかかった素材を納品すること。
- ・小冊子は、A4（4色カラー）・12ページを想定し、5,000部（日本語版、英語版、中国語（簡体字）版）を作成する。

※ ページ数、部数の内訳（日本語、外国語の各部数）は、協議により決定するものとする。

7. 個人情報等の保護

- (1) 受託者は、本業務で知り得た個人情報や、町の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務委託が終了した後も同様とする。
- (2) 業務遂行にあたり、必要となる資料については、鋸南町が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱に十分注意すること。

8. その他特記事項

- (1) 業務の実施については、統括責任者を置き、業務全般の活動を一元化できる体制とする。
- (2) 鋸南町が別に行う地方創生・総合戦略に係る事業、業務や様々な関連行事、施策等と相乗効果をもたらすよう連携・連動に努める。（「9. 添付資料」を参照）
- (3) 人件費、旅費、宿泊費、食費、通信費、印刷製本費、契約費用等、業務実施のために負担する受託者の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- (4) 著作権の取扱いについて、製作された成果物の著作権、版権は、鋸南町に帰属する。なお、動画等における肖像権を含めた権利処理は、受託者が行う。
- (5) 業務の再委託について
 - ・ 受託者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に鋸南町の承認を得なければならない。
 - ・ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対して、本仕様書等に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、鋸南町に対して、再委託先の全ての行為及びその結果にたいして責任を負うものとする。
- (6) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受託者において損害賠償、又は苦情処理の措置を講じる。
- (7) 本仕様書に定めない事項は、必要に応じて、鋸南町と受託者とが協議の上決定する。

9. 添付資料

- (1) 地方創生加速化交付金実施計画書
- (2) 鋸南町町勢要覧
- (3) 鋸南町総合計画後期基本計画
- (4) 鋸南町人口ビジョン・鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (5) 鋸南町過疎地域自立促進計画
- (6) 都市交流施設・道の駅保田小学校 関連資料
 - ①保田地区活性化計画
 - ②重点道の駅候補概要
 - ③保田小学校新聞創刊号 01
 - ④保田小学校新聞創刊号 02

(7) 鋸南町雇用創造事業 関連資料

① 鋸南町雇用創造事業構想書要約版

② 鋸南町雇用創造計画

(8) 佐久間地区活性化対策事業 関連資料

① 推進計画

② 実施計画